

# 日本核酸化学会 国際核酸化学シンポジウム (ISNAC)

## 若手優秀講演賞 (大塚賞) 及び優秀ポスター賞

(2017年10月23日の評議員会、11月14日の総会で承認の後に施行予定)

### (総則)

第1条 国際核酸化学シンポジウム (ISNAC) 若手優秀講演賞 (大塚賞) 及び優秀ポスター賞の授賞については、この規程の定めるところによる。

### (対象)

第2条 各賞は、国際核酸化学シンポジウム (ISNAC) にて研究成果発表をし、研究内容と研究発表、及び参加者との議論を通して、顕著に優れた評価を受けた日本核酸化学会会員に授与する。

### (委員会の設置)

第3条 本賞の受賞候補者を選考するため、国際核酸化学シンポジウム (ISNAC) 若手優秀講演賞 (大塚賞) 及び優秀ポスター賞候補者選考委員会 (以下「委員会」) を設ける。委員会の委員は年会長 (ISNAC 実行委員長) の推薦により若干名を選出するが、核酸化学の各分野に偏りの無いように配慮する。また、発表者との利害関係にも配慮する。

### (若手優秀講演賞 (大塚賞) の資格)

第4条 本賞の受賞件数は、毎年3件以内とする。

第5条 日本核酸化学会会員で、ISNAC 開催年の翌年3月31日で35歳以下の博士の学位を有する研究者を対象とする。

対象者は、発表研究内容に責任を持てる研究者で、かつ発表要旨の筆頭著者でなければならない。

過去に受賞した研究者は、対象から除外される。

過去に優秀ポスター賞を受賞した研究者が応募した研究については、その内容が当人の過去の受賞研究と明らかに異なると委員会によって判断された場合にのみ本賞の審査対象になる。

第6条 本賞への応募は、ISNAC 演題申込と同時に受け付ける。

第7条 本賞への応募が多数になり ISNAC 内で応募者全員に発表機会を与えることが困難である場合は、委員会で発表要旨の内容を基に事前審査し、発表候補者を決定する。この発表候補者のみが、本賞審査の対象になる。

### (優秀ポスター賞の資格)

第8条 本賞の受賞件数は、毎年概ね5件とする。

第9条 日本核酸化学会会員で、ISNAC 開催時点で博士後期課程在籍の学生及びポスドク研究者を対象とする。

対象者は、発表要旨の筆頭著者でなければならない。

過去に受賞した研究者は、対象から除外される。

第10条 本賞への応募は、ISNAC 演題申込と同時に受け付ける。

第11条 対象者は、1研究室 (研究グループ) につき2名を超えてはならない。

### (委員会における審議及び選考)

第12条 委員会は各賞対象者の研究内容と研究発表、及び対象者との英語での議論を評価して総合的に審議し、受賞候補者を選考する。選考結果は、選定理由を付して年会長に報告する。なお、受賞候補者が無い場合も、その旨を年会長に報告する。

### (受賞者の決定)

第13条 年会長は、委員会からの報告に基づいて受賞者を決定する。

### (受賞者の表彰)

第14条 各賞受賞者の発表及び授賞式は ISNAC 懇親会において行い、受賞者には賞状ならびに副賞を贈呈する。

第15条 受賞者は、原則として、ISNAC での発表内容を日本核酸化学会の学会誌に総説として投稿する。

(各賞の英訳名)

第 16 条 国際核酸化学シンポジウム (ISNAC) 若手優秀講演賞 (大塚賞) の英文名は、”ISNAC Outstanding Oral Presentation Award for Young Scientist (Ohtsuka Award) (受賞西暦年度)”とし、国際核酸化学シンポジウム (ISNAC) 優秀ポスター賞の英文名は、”ISNAC Outstanding Poster Award (受賞西暦年度)”とする。

(秘密の保持)

第 17 条 委員会の構成員は、審議及び選考の内容等に関し、秘密を保持するものとする。  
委員会の構成員名及び受賞者名は、受賞が決定するまでは公表しないものとする。

(改廃)

第 18 条 この規則の改廃は、日本核酸化学会評議員会の承認を得なければならない。

補 則

この規程は、日本核酸化学会評議員会の承認を得て施行する。